

御代田町福祉有償運送ガイドライン

令和2年10月

御代田町保健福祉課

(御代田町福祉有償運送運営協議会事務局)

I 福祉有償運送について

1 概要

タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO 法人等が、実費の範囲内において、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車（定員 11 人未満）を使用して会員に対してドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。

なお、この福祉有償運送を行う場合には、御代田町福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という）で必要性・対価等について合意を得たうえで、長野県の行う登録を受ける必要があります。

2 運送の実施主体

福祉有償運送を行うことができるのは、NPO 法人のほか、一般社団法人、一般財団法人、地方自治法に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会です。

3 運送の区域

旅客の運送の発地または着地のいずれかが御代田町にあることが必要です。

4 運送の対価について

運送の対価はタクシー上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内であること、運送の対価以外の対価（迎車回送料金、待機料金、その他の料金）は、実費の範囲内であることが目安となります。

当町においては、実施団体ごとに運送の対価を定めることとします。

《留意事項》

タクシー運賃の半額等、必要以上に対価が安いことを煽って会員等の募集を行ってはいけません。

5 旅客の範囲について

事業の利用対象者は、町内に住所を有する者及び町内に通院、通勤または通学する者であり、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者(以下「移動制約者」という)であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人と定められています。

①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
②介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
③介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
④その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する者

※④その他の障がいを有する者とは・・・

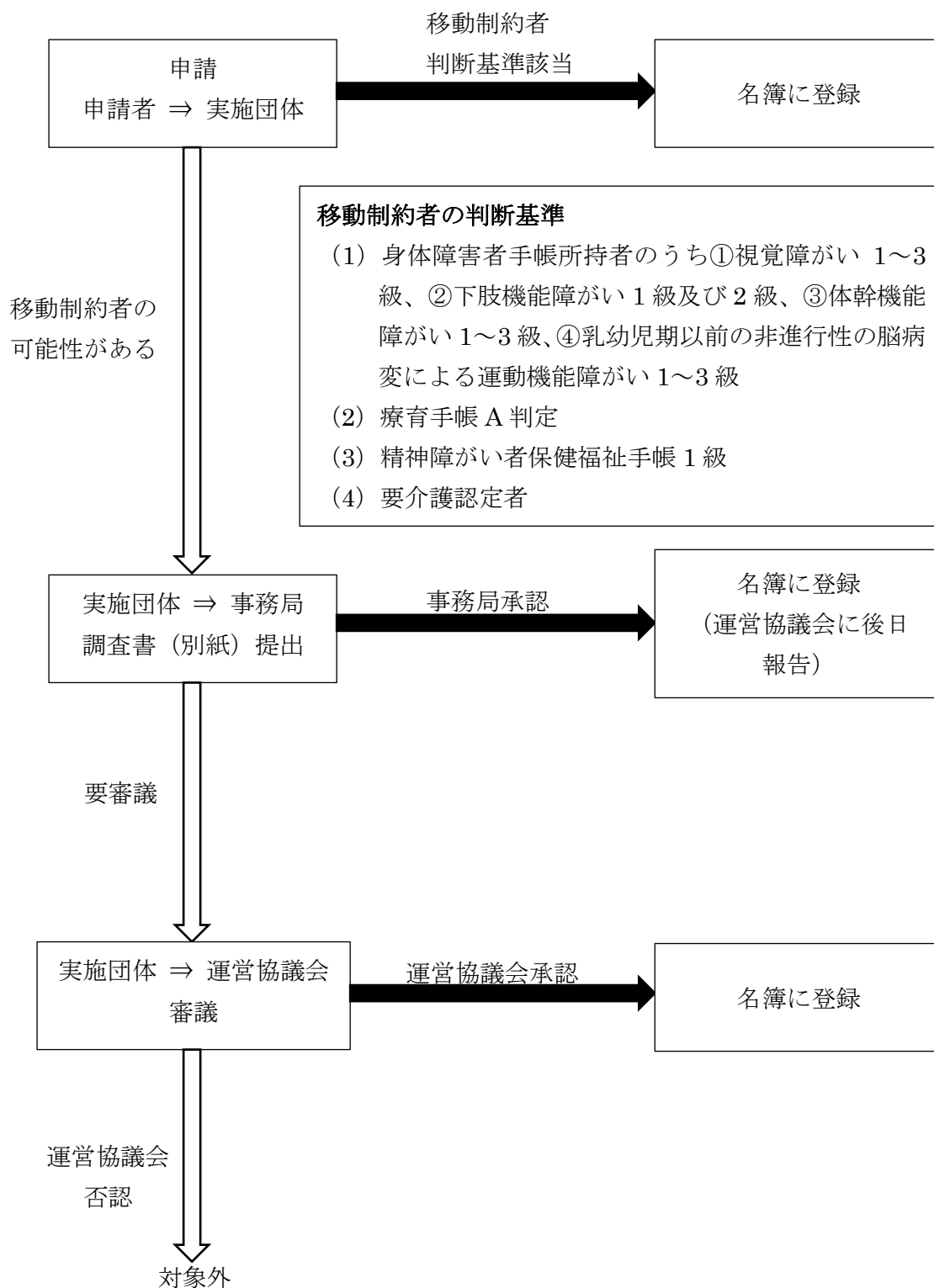
自閉症、学習障がいなどの発達障がいを有する者や、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者(基本チェックリスト該当者)等です。ただし、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合に限ります。

◇御代田町では、「移動制約者の判断基準」として、次の者を移動制約者とします。

- (1) 身体障害者手帳所持者のうち①視覚障がい1～3級、②下肢機能障がい1級及び2級、③体幹機能障がい1～3級、④乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1～3級
- (2) 療育手帳A判定
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳1級
- (4) 要介護認定者

また、上記の(1)～(4)に該当しないが、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であると判断された方は移動制約者となります。この場合は、実施団体より、別紙の調査書を事務局へ提出してください。

これにより、事務局において必要性を判断したのち、問題がなければ利用者登録を承認し、次回運営協議会において報告することとします。なお、審議が必要と判断した場合は、次回運営協議会に諮り、審議するものとします。



その他、使用できる自動車や運転者の要件等は、国の定めるところによりますので、各通知等を参照してください。

II 運営協議会について

1 目的

運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議する場です。また、運営協議会は、移動制約者に十分な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとされています。

2 構成

協議会は、委員 10 人以内で組織し、町長が委嘱します。

委員の任期は 2 年とします。

なお、やむを得ない理由のため運営協議会に出席できない委員は、同一の団体及び機関に所属する者を代理人として、出席させることができます。

3 運営協議会の流れ

運営協議会の流れは次のとおりです。

<運営協議会のおよそ 1 か月前>

運営協議会において協議する事項がある場合、運営協議会の開催を依頼
(申請団体→事務局)

<運営協議会当日>

1 申請概要の説明 (事務局)

↓

2 申請団体からの説明 (申請団体)

↓

3 質疑応答 (委員⇔申請団体)

↓

4 議決 (委員)

↓

協議終了

4 協議事項

運営協議会においては、次の事項について具体的な協議を行うこととされています。

(1) 福祉有償運送の必要性
(2) 運送の区域
(3) 旅客から収受する対価
(4) 旅客の範囲
(5) その他必要と認めらる措置 ①福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数 ②運転者の要件 ③損害賠償措置 ④運行管理の体制 ⑤整備管理の体制 ⑥事故等の連絡体制 ⑦苦情処理体制 ⑧その他必要な事項

5 合意について

(1) 合意の方法

運営協議会で協議が整った場合に、運営協議会の合意があったものとみなされます。

運営協議会の議決の方法は、議長を除く出席委員の過半数の賛成で可決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。

(2) 合意を必要とする事項

具体的に合意を必要とする事項として、以下の事項が挙げられます。

①福祉有償運送が必要であること
②更新登録を行う場合には、引き続き、福祉有償運送が必要であること
③変更登録を行う場合には、その必要性があること
④旅客から収受する対価（変更する場合も同様）

協議が整った場合には、運営協議会は「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を申請者に交付します。

